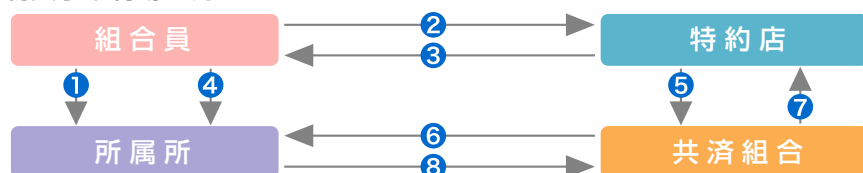


物資事業のご案内

物資事業は、共済組合が契約した特約店（自動車販売店）から組合員の方が必要とする自動車を購入した場合、代金の一部を共済組合が立替払いし、利用者立替金を給与控除により共済組合へ割賦償還する制度です。

❖物資事業利用の流れ

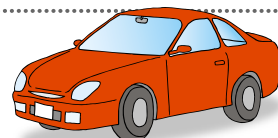


組合員の手続き

- ① 自動車購入票の交付申請
- ② 自動車購入票の提示・売買契約
- ③ 自動車購入票控の受理
- ④ 所属所用自動車購入票の提出

所属所・特約店・共済組合の事務処理

- ⑤ 物資立替金の請求
- ⑥ 立替金個別償還明細表の送付
- ⑦ 物資立替金の送金
- ⑧ 償還金の振込（給与から控除）



●自動車購入票は5枚複写になっています

- ① 共済組合提出用
- ② 特約店本社用
- ③ 特約店支店用
- ④ 所属所用
- ⑤ 組合員用

1 特約店

現在153社、856営業所でご利用できます。
※特約店一覧表は、共済組合ホームページをご覧ください。

2 立替利率と立替限度額

立替金利率（年利）	2.66%
立替限度額	200万円 （最低10万円で5万円単位）

※貸付事業と同様に、国の財政融資資金利率に応じて変動します。
※一部負担金0.06%の負担がない分普通貸付より有利です。

3 立替手数料（特約店負担）

立替申込みに係る手数料として特約店から下記金額を徴収しています。

新車	10,500円（税込み）
中古車	5,250円（税込み）

※組合員の皆さんの負担ではありません。

4 申込み方法

特約店で自動車を購入する際に、「自動車購入票」を上の方の流れで手続きをしてください。

5 送金

特約店本社から毎月5日締め（共済組合必着）で提出される立替金請求に基づき、当月28日に特約店本社に送金します。

6 償還

特約店本社に送金した翌月から、給与控除により償還することになります。

7 償還方法の選択

立替金額が50万円以上のときは、申込み時に「毎月償還」または「ボーナス併用償還」のどちらかを選択できます。

8 特別償還

毎月、特別償還（一部繰上償還・全額償還）ができます。特別償還の手続きは、貸付と同様に、共済事務担当課にて取りまとめいただき「特別償還報告書」により、毎月5日（共済組合必着）までに提出いただき、償還金は25日までに納入していただくことになります。

9 償還中に退職したとき

貸付と同様に、原則として退職手当から未償還元金を控除し共済組合へ返済いただくこととなります。

10 その他

①2台目購入時のご利用について

物資事業を利用している方が新たに自動車を購入し、物資立替金を限度額まで申請するときは、物資立替金未償還金（特例を含む）を全額償還いただくことになります。また、立替限度額（200万円）から、既立替分の未償還金を差し引いた残額の範囲内で申し込みいただくこともできます。

②物資経理の状況について

物資事業の資金は、貸付事業と同様に、年金の積立金から必要な資金を借り入れて行っていますが、自己破産や民事再生、懲戒免職などにより立替金を償還できなくなるケースが増えており、物資事業に深刻な影響を与えています。

今後の健全な事業運営を図っていくにあたり、組合員の皆さんにおかれましても無理のない返済計画のもとご利用ください。

❖特例による物資立替金制度

特約店契約をしていない自動車販売店から自動車を購入した場合でも、組合員の方が手数料を負担することにより物資事業を利用できる制度です。申込みの流れは自動車購入時の普通貸付の申込みと同じになりますが、次の点にご留意いただき、どちらを利用するか選択してください。

【申込み方法】「特例による物資立替金申請書」に自動車注文書又は売買契約書の写しを添付し、所属所長の証明を得て申請してください。

【送金】毎月5日締め（共済組合必着）で、当月28日に組合員の共済組合登録口座に送金します。

※決定額から、上記の手数料を控除した金額の送金となりますのでご注意ください。

※利率・立替限度額、償還等その他は上記と取扱いが同じです。